## 後期高齢者医療被保険者のみなさんへ

○保険料の決まり方(年額)

均等割額

[被保険者全員が納める額] 十

所得割額

[所得に応じて納める額]

保険料額

(限度額57万円)

40.514円

基礎控除後の所得(※)×7.41%

- ※基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額などから基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。
- ○保険料の軽減措置について

平成27年度は2割、5割軽減の判定基準を拡大して引き続き実施されます。

- ■所得が低い方の軽減
- 同一世帯内の被保険者及びその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、次のとおり均等割額を軽減します。

世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額 80万円以下(その他の各種所得がない)	9 割
3 3 万円以下	8.5割
33万円+(26万円×被保険者の数)※1	5 割
3 3 万円+ (4 7 万円×被保険者の数) ※ 2	2 割

- ※1 平成26年度までは、33万円+(24万5千円×被保険者の数)以下
- ※2 平成26年度までは、33万円+(45万円×被保険者の数)以下
- •被保険者の基礎控除後の所得が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。
- ■加入日の前日まで被用者保険の被扶養者であった方の軽減
- 均等割額が 9 割軽減され、所得割額の負担はありません。
- ※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合な どです。
- ○健康診査を受けましょう

健康づくりや生活習慣病の早期発見のため、健康診査を受けましょう。

(生活習慣病で服薬治療中の方でも受診することができます。)

健康診査は1年に1回無料で受診できます。

【お問合せ】青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

## 側溝清掃を実施します!

実施日:平成27年5月31日(日曜日) 対象地区:大佐井・古佐井

地域や町内、各団体などとの連携による環境美化活動を推進するため、「側溝清掃」を実施します。

当日は、午前9時から汚泥の回収を行いますので、午前8時までに側溝清掃を済ませてください。また、排出する際は下記の点に注意してくださるようお願いします。

記

- 1.排出の際は、ビニール袋やダンボールなど水はけの悪いものは汚泥の回収作業に支障をきたすため、使用しないでください。
- 2.作業の際は、マスクなどを身につけ衛生面に十分気をつけ、安全に清掃を終えてください。 <その他連絡事項>
- ※側溝蓋上げ機が7台あります。下記窓口に借用申請書がありますので申請の上、ご利用く ださい。(印鑑が必要です)
- ※側溝清掃後は水で洗い流すなどご協力をお願いします。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当:奥本